

公立大学法人横浜市立大学鶴見キャンパス構内交通規制実施要綱

平成21年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立大学（以下「大学」という。）の鶴見キャンパス構内（以下「構内」という。）の交通安全と教育、研究環境を保持するため、また緊急時や災害時に支障をきたすことがないようにするため、構内における自動車及び原動機付自転車（以下「車両」という。）の交通規制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路交通法（以下「法」という。）に定める自動車をいう。
- (2) 原動機付自転車 法に定める原動機付自転車をいう。
- (3) 四輪車 自動車のうち四輪のものをいう。
- (4) 二輪車 自動車のうち二輪のもの及び原動機付自転車をいう。

(入構規制)

第3条 車両で入構できる者は、次の各号に該当する者で、入構の許可を受けた者とする。ただし、公用車、郵便車、消防車、救急車又はタクシー等の車両で入構する者については、この限りではない。

- (1) 大学の教職員（以下「教職員」という。）で、理事長により車両での通勤を認められている者。
- (2) 鶴見キャンパスの大学院生（以下「学生」という。）で、車両を使用しなければ通学が困難な合理的理由がある者。
- (3) 鶴見キャンパスに在籍する大学院客員教員等の理化学研究所職員で、理化学研究所において車両での通勤が認められている者。
- (4) 教職員及び学生以外の者（以下「学外者」という。）で、本学に所用のため、車両により定例的に入構する者。
- (5) 教職員、学生及び学外者で、所用のため、車両により臨時に入構する者。

(通行規制)

第4条 構内で車両の運行をするときは、大学が定める通行規制に従わなければならない。

(駐車規制)

第5条 構内で駐車又は駐輪するときは、指定された駐車場又は駐輪場に駐車しなければならない。

2 構内の駐車場における駐車台数は下記のとおりとする。駐車場の位置は別に定める。

- (1) 東駐車場（守衛棟裏）：15台（うち身障者用1台）
- (2) 南駐車場（実験棟裏）：18台
- (3) 西駐車場（理研広場側）：9台

3 構内の駐輪場の位置は別に定める。

(入構許可の申請)

第6条 第3条第1号、第2号、第3号及び第4号に該当する者で、車両での入構の許可を受けようとする者は、駐車許可証等申請書兼受領書（様式第1号）により、教育推進課鶴見キャンパス担当に申請しなければならない。

2 第3条第5号に該当する者で、車両での入構の許可を受けようとする者は、守衛所で受付簿に必要事項を記入の上、守衛に申し出なければならない。

（駐車許可証等の交付）

第7条 教育推進課鶴見キャンパス担当は、前条第1項による申請を受けたときは、その内容を審査した後、駐車可能台数の許容範囲内において許可し、許可車両が四輪車の場合は駐車許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）、許可車両が二輪車の場合は駐車許可ステッカー（様式第2号の2。以下「許可ステッカー」という）を交付する。

2 前項で規定する審査のうち、学生に係るものについては、教育推進課鶴見キャンパス担当と生命医科学研究科長及び当該学生の指導教員が審査する。

3 守衛所は、前条第2項による申し出を受けたときは、臨時駐車許可証（様式第3号。以下「臨時許可証」という。）を交付する。

（許可証等の有効期間及び交付時期）

第8条 許可証又は許可ステッカーの有効期間及び交付時期は、次のとおりとする。

区分	有効期間	交付時期
第3条第1号～第4号に該当する者	1年以内	4月1日又は許可された日
第3条第5号に該当する者	1日	申し出日

2 許可証又は許可ステッカーの有効期間が満了したとき、又は車両で入構する必要がなくなったときは、許可はその効力を失う。

（許可証等の再交付）

第9条 許可証又は許可ステッカーの交付を受けた者は、これを紛失又は汚損したときは、速やかにその旨を届け出て再交付を受けなければならない。

（許可証等の返還）

第10条 許可証又は許可ステッカーの交付を受けた者は、前条により許可証又は許可ステッカーの再交付を受けるとき、若しくは第8条第2項により許可の効力を取り消されたとき、許可証又は許可ステッカーを返還しなければならない。

2 臨時許可証の交付を受けた者は、退出時に守衛所に臨時許可証を返還しなければならない。

（順守事項）

第11条 車両で大学構内へ入構する者は、次の各号に掲げる事項を信義誠実の原則に基づき順守しなければならない。

- (1) 許可証、許可ステッカー又は臨時許可証は、他人に貸与又は譲渡しないこと。
- (2) 入出構の際は、必ず一時停止し、許可証又は許可ステッカーを守衛所に提示すること
- (3) 構内を通行するときは、歩行者を優先し、安全を図ること。
- (4) 構内の道路標識及び道路標示に従うこと。
- (5) 構内の走行速度は、時速10km以下とすること。

- (6) 構内では指定された場所に必ず駐車又は駐輪し、路上、理化学研究所駐車場及び理化学研究所駐輪場には駐車又は駐輪しないこと。なお、四輪車は原則として、許可証の交付を受けたものは南駐車場に、臨時許可証の交付を受けた者は東駐車場または西駐車場に駐車すること。
- (7) 許可証または臨時許可証は、運転席前面の外部から見える位置に氏名等が確認できるように置き、許可ステッカーは二輪車の外部から見える位置に貼付すること。
- (8) 緊急事態又は大学の行事等により、臨時の規制を行う場合は、これに従うこと。
- (9) その他大学が必要と認める事項。

(事故処理等)

第11条の2 この要綱に定めることのほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

- 2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は責任を負わない。
- 3 入構者が、故意又は過失により構内の設備、施設等を車両によって棄損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違反者に対する措置)

第12条 この要綱に違反した者については、次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 違反事項及び指示事項を記した警告書を、違反車両に貼り付け、又はその所有者に交付する。
- (2) 違反の著しい者については、許可を取り消し、以後許可しない。
- (3) 長時間にわたり正当な理由がなく放置された車両並びに違反の態様が著しい車両については、大学において適正に処理することができる。
- (4) 前項による処理をしたときは、これに要した費用は当該車両の使用者又は所有者の負担とする。

(雑則)

第13条 交通規制の総括に関する事務は、教育推進課鶴見キャンパス担当において行う。

(実施細目)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

駐車許可証 駐車許可ステッカー

申請書兼受領書

申請日： 年 月 日

申請者氏名	印	所属	
車両の種類 (該当に○)	四輪車・二輪車		
車種		車番	
申請理由			
誓約事項	<ol style="list-style-type: none">構内では安全に留意し、要綱に定められた交通規則を順守します。事務室や守衛室から移動の指示があった場合は、速やかに移動します。駐車場での車の損害等は全て自己責任とします。交付された許可証は他人に貸与または譲渡しません。有効期限が満了したとき、車両で入構する必要がなくなったときは許可証を返却します。		
<p>駐車許可証・駐車ステッカーを確かに受領いたしました。</p> <p>駐車許可証・駐車ステッカーの使用の際には、上記誓約事項及び公立大学法人横浜市立大学鶴見キャンパス構内交通規制実施要綱で定められた内容を順守することを誓約します。</p>			
駐車許可証・駐車ステッカー受領日 年 月 日 氏名（サイン）			
許可NO.	許可責任者：		



No. _____

駐車許可証

※この駐車許可証は鶴見キャンパス構内のみ有効です

氏名 _____

車種 _____

車番 _____

教育推進課
鶴見キャンパス担当

(様式第2号)

注意事項

- (1) 本許可証は、他人に貸与又は譲渡しないでください。
- (2) 入出構の際は必ず一時停止し、許可証を守衛所に提示してください。
- (3) 構内の道路標識及び道路標示に従い、安全を図ってください。
- (4) 構内の走行速度は、時速10km以下を厳守してください。
- (5) 原則として市大南駐車場に駐車し、駐車時は本許可証を運転席前面の外部から見える位置に置いてください。
- (6) 構内で発生した事故、盗難により、車両が被った損害について、大学は責を負いません。
- (7) 車両で入構する必要がなくなった場合は、本許可証を返還してください。

No._____ (様式第2号の2)

駐車許可証

車種_____

車番_____

公立大学法人横浜市立大学

鶴見キャンパス



横浜市立大学

No._____

臨時駐車許可証

- ・構内 10km/h 厳守してください
- ・市大駐車場に駐車してください（裏面参照）
- ・構内走行中は安全に留意してください
- ・退出時に必ずご返却ください

教育推進課

鶴見キャンパス担当

（様式第3号）